



平成21年4月16日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ス リ ー エ フ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 居 勝 利
(コード番号 7544 東証第2部)
お 問 い 合 わ せ 先 取 締 役 業 務 室 長 海 老 沢 克 恭
T E L 045-651-2111

定款一部変更に関するお知らせ

当社の取締役会において、平成21年5月27日開催予定の第28回定時株主総会に下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、振替制度に一斉移行(株券電子化)されたことから、株券の存在を前提とした規定の削除、条数の繰り上げ、附則の新設等の所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第7条につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日を効力発生日として廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行 する。	第2章 株 式 (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の单元株式数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、前条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>(单元株式数)</p> <p>第7条 当社の单元株式数は、100株とする。</p> <p>(削除)</p>
<p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(以下、条数を繰り上げる)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年5月27日（予定）
定款変更の効力発生日	平成21年5月27日（予定）

以 上